

## 第900回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成29年11月17日（金）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員

### 4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長，清元教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，  
佐藤福利課長，山本教職員課長，奥山義務教育課長，目黒特別支援教育室長，  
岡参事兼高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本参事兼スポーツ健康課長，  
鎌田参事兼全国高校総体推進室長，新妻生涯学習課長，田村全国高校総合文化祭推進室長，  
山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第899回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第900回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高橋教育長 奈須野委員及び小室委員を指名する。  
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 7 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

高橋教育長 7 議事の第1号議案及び第2号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする第1号議案については，本日速やかに処理する必要があるため，先に第1号議案を審議することとし，残る案件は，10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

## 9 教育長報告

### (1) 職員の交通事故に係る和解について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「職員の交通事故に係る和解について」御説明申し上げます。

資料は，1ページである。

事故の概要としては，記載のとおり今年7月6日，東北歴史博物館の職員が青森県八戸市大字糠塚の八戸市立図書館駐車場において，左折して公道に出る際，車両左後方側部を図書館駐車場のフェンスに接触させて，その支柱を損傷したものである。

なお，この事故による人的損害はなかった。

和解の内容については，この事故は職員の不注意により発生したものであることから，相手方の損害額の

全額である42,768円を県が相手方に支払うこととして、このたび和解が成立したものである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、10月16日に知事による専決処分が行われ、11月定例県議会において、当該専決処分の報告がなされることになっている。

安全運転の励行については、これまでも職員に徹底してきたところであるが、今後あらためて一層の注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

## 9 専決処分報告

### (1) 第362回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「第362回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月14日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。

「予算議案」であるが、資料3ページの「第362回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 債務負担行為」であるが、南部地区職業教育拠点校校舎等基本・実施設計外5件について、必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、資料4ページの「第362回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。

条例外議案であるが、議第258号議案及び議第259号議案「工事請負変更契約の締結について」は、平成27年10月5日議第244号議案及び議第245号議案をもって議決された宮城県名取高等学校校舎改築工事の請負変更契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月15日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

## 10 議事

### 第3号議案 平成31年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：清元教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、16ページから19ページである。

平成31年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、高等学校入学者選抜審議会に7月27日に諮問し、2回に渡る審議を経て11月6日に答申をいただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、資料17ページから19ページに示したとおり提案するものである。

なお、詳細について高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第3号議案について、御説明申し上げます。

資料17ページを御覧願いたい。

県立高等学校入学者選抜方針については、「宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に

行うものとする。」との方針のもと、「1 基本原則」、「2 前期選抜」、「3 後期選抜」等について定めることとしている。

なお、平成31年度の選抜方針については、前年度から見出符号の変更、句点等の整理を行ったが、その他の部分については、変更はない。

資料19ページを御覧願いたい。

平成31年度の入学者選抜日程についてであるが、受験生や中学校、高等学校に対する影響に配慮し、「前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施日を1月31日（木）、合格発表日を2月8日（金）、「後期選抜」については、実施日を3月6日（水）、合格発表日を3月14日（木）としている。

なお、この選抜方針及び日程については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、実施要項を作成していきたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

（質 疑）

伊 藤 委 員	日程その他について、県内の私立学校との連携や日程が重複しないよう調整しているのか伺いたい。
高 校 教 育 課 長	平成31年度の私立学校の入学者選抜日程については、2月4日と6日と聞いている。
高 橋 教 育 長	私立学校と連携しながら日程を決めているということか。
高 校 教 育 課 長	そのとおりである。 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1.1 課長等報告

### (1) 第3期「学ぶ土台づくり」推進計画（中間案）について

（説明者：教育企画室長）

「第3期『学ぶ土台づくり』推進計画（中間案）について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページと別添資料1から3である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 策定の趣旨」については、平成27年3月に策定した第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の計画期間が今年度で終期を迎えることから、本県の幼児教育を推進していくための新たな指針として、第3期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定するものである。

次に、「2 計画の策定主体」については、宮城県及び宮城県教育委員会である。

次に、「3 計画の位置付け」については、教育分野の総合計画である「第2期宮城県教育振興基本計画」と、次世代育成支援についての総合計画である「みやぎ子ども・子育て幸福計画第1期」に基づく幼児教育に関する計画として位置付けられるものである。

次に、「4 計画の期間」については、平成30年度から平成32年度までの3年間である。

次に、「5 計画策定の進め方」については、教育庁及び知事部局の関係課室で構成する庁内ワーキンググループにおいて、計画案などの検討を行った上で、学識経験者等で構成する「学ぶ土台づくり」推進連絡会議において協議等を行っている。あわせて6月に幼児教育に関わる実態調査を実施したほか、県民意見を計画に反映させるため、今月下旬からパブリックコメントを実施する予定である。

次に、資料2ページを御覧願いたい。

「6 スケジュール（予定）」について、資料に記載のとおり5月と8月に「学ぶ土台づくり」推進連絡会議を開催し、第3期計画の素案等の検討を行ってきた。また、特に幼稚園教諭や保育士等の研修などについて検討を行うため、9月に研修等検討部会を開催した。本日示す中間案については、これらの会議における意見等を踏まえ、取りまとめたものである。

なお、パブリックコメントを実施した後、来年1月に予定している推進連絡会議において最終案を検討した上で、3月に計画を策定する予定である。

次に、「7 中間案の構成」については、別添資料1に基づき御説明申し上げます。

それでは、A3判の別添資料1を御覧願いたい。第3期計画（中間案）については、構成を大きく5つに分けている。はじめに、「第1章 計画の策定に当たって」では、先ほど説明した「策定の趣旨」や「策定主体」、「計画の位置付け」等を記載している。

次に、「第2章 本県幼児教育の現状」では、「幼児教育（子供）を取り巻く社会の状況」と「第2期『学ぶ土台づくり』推進計画の成果と課題」を記載している。

なお、社会の状況として、幼稚園・保育所・認定こども園など様々な施設から小学校へ入学している状況を踏まえ、新たに「就学前の教育・保育の状況」を追加している。また、第2期計画の成果と課題においては、目標指標の一覧を記載しているが、16の目標指標のうち、1番の「父親が子供とふれあう時間」など、3つの指標において目標値を達成している。

なお、計画本文においては、目標指標の状況と合わせて、実態調査の結果なども踏まえた主な取組の実施状況や今後の課題等を記載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、「第3章 本県幼児教育の目指す姿」では、「目指す子供の姿」と「計画の目標」を記載している。この「目指す子供の姿」と4つの「目標」については、未来を支える子供たちへの思いを込めて第1期計画から掲げており、「学ぶ土台づくり」の大きな柱となるものであることから、第3期計画においても継続したいと考えている。

次に、「第4章 施策の展開」では、4つの目標ごとに、それぞれ取り組む施策を記載している。施策については、第2期計画の基本的な方向性を継承しているが、「目標3：豊かな体験活動による学びの促進」においては、体験活動や遊びの重要性を更に啓発していくため、取組項目の追加・組替を行っている。また、「目標4：幼児教育の充実のための環境づくり」においては、新たに施策8として「幼児期の教育・保育の質の向上」を追加し、新たな幼稚園教育要領等の実施を見据え、「幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質及び専門性の向上」に向けた取組等を記載している。

あわせて、幼小接続期カリキュラムの普及促進など、小学校への円滑な接続に向けた取組についても新たに追加しており、現在、具体的な施策として、小学校におけるスタートカリキュラムのモデル例の作成などを検討しているところである。

最後に、「第5章 計画の推進」では、「県民総がかりによる幼児教育の展開」と「計画の推進に向けた県の体制等」を記載している。

あわせて、家庭、地域社会、教育現場、行政に期待される役割を記載しており、引き続き、幼児教育に係る主体がそれぞれの役割を適切に果たしつつ、「学ぶ土台づくり」を推進していきたいと考えている。

なお、別添資料3として、現行計画との体系の比較表を添付しているので後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

高橋教育長 修正や追加したところについて、明瞭に見えるように資料が作られている。こうした形で中間案まできたので、最終案に向けてさらに議論を進めてほしい。

## （2）東日本大震災に伴う教職員の健康調査（第4回）の結果について

（説明者：福利課長）

「東日本大震災に伴う教職員の健康調査（第4回）の結果について」御説明申し上げます。

資料は、5ページから8ページと「概要版」として別冊である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。

この調査は、東日本大震災に伴う教職員のメンタルヘルスケア対策の一環として、公立学校共済組合宮城支部が平成23年12月に第1回目の調査を実施し、その後平成25年、平成27年と実施し、本年6月に第4回目の調査を実施したものである。その概要について御説明申し上げます。「2 調査概要」の「(1) 対象者」については、公立学校共済組合に加入している全ての教職員であり、公立学校のほか、公立幼稚園、地方機関、事務局等の職員も対象となっている。「(5) 回答状況」を御覧願いたい。第4回目は、調査対象者数18,764人のうち15,898人から回答があり、回答率は84.7%である。

続いて「3 調査結果の概要」について御説明申し上げます。

まず「(1) 業務量について」は、「大幅に増えた」と「増えた」と回答した者の割合と、「ほぼ変わらない」と「減った」と回答した者の割合は、第1回目の調査以来、概ね半数で推移している。そうした中で、減ったという回答が少しずつ増えている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

「(1-2) 震災関連業務の従事状況について」は、記載のとおり調査回数を重ねる毎に震災業務への従事割合は大きく減少している。

次に「(2) 体調について」は、「良い」と回答した者の割合は17.9%で調査回数を重ねる毎に増加しており、一方「あまり良くない」と「悪い」と回答した者の割合をあわせると20.9%であり、前回、前々回と比較して減少しており、改善傾向にある。

次に「(3) 睡眠について」は、「あまり眠れない」と「眠れない」と回答した者の割合を合わせると18.2%でこちらも減少傾向にあり、睡眠の状況も改善しているといえる。

続いて、資料7ページを御覧願いたい。

「(4) ストレスの程度」については、「大変強く感じている」と「強く感じている」と回答した者の割合を合わせると、前回と比較して増加している。

次に「(5) 仕事について(この1年間楽しい、うれしいと感じたことがあるか)」の問いに対して、「有る」と回答した割合は、調査以来増加し8割を超えており、「無い」と回答した割合は、減少している。このことから多くの教職員がやりがいを持って仕事をしていることが推察される結果となっている。

次に「(6) 精神健康全般に関するチェック」については、過去30日の間に「絶望的だと感じましたか」や「自分は価値のない人間だと感じましたか」など6つの質問について、その程度を回答してもらい総合的に精神健康全般について判定したものである。「レベル1」と「レベル2」は、セルフケアで対応可能な状態であり、「レベル3」と「レベル4」は支援機関等へ相談することがすすめられている状態である。今回の調査で「レベル3」と「レベル4」に判定された者の割合を合わせると12.1%であり、支援が必要とされるレベルの教職員が前回調査より若干増加している。

次に、資料8ページを御覧願いたい。

「(7) 仕事に関するチェック」については、この1年間の状態について「仕事で燃えつきてしまったと感じること」や「仕事で何かをやりとげ気分がうきうきすること」など16の質問について、その頻度を回答してもらい「バーンアウト いわゆる燃え尽き症候群」について総合的に判定したものである。「レベル1」の心配ないレベルの割合は、68.6%と増加傾向にあるものの、「レベル3」の専門機関のケアが必要とされる要注意の割合も18%と前回に比べて増加している。

次に、「4 結果概要一覧」については、第1回目から第4回目までの各調査結果の割合と人数の一覧を載せている。また、「課長報告(2) 別冊」については、概要版として第1回目から第4回目までの調査結果の概要について、詳しく掲載しているので後ほど参照願う。今回の調査結果から、震災関連の業務量については、減少してきているものの、全体的な業務量が増加していると感じている教職員が増えてきている状況にある。また、体調管理は比較的維持されているが、ストレスを感じている教職員の割合が増加しており、精神健康面やバーンアウトに関する懸念も浮き彫りとなった。

これらのことを踏まえて、県教育委員会としては、メンタルヘルスケアの更なる対策の強化に努めていきたいと考えている。具体的には、昨年1回であったストレスチェックを、本年から年2回に増やし、セルフケアを促すとともに、従前から取り組んでいるストレスマネジメント講演・演奏会などの各種健康管理講座や精神科医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談事業、ラインケアの一環である管理職対象メンタルヘルス研修会などを実施して、市町村教育委員会や公立学校共済組合と連携し、教職員の健康保持・増進につなげるため継続して取り組んでいきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 〃 この調査結果を生かすためにも、今の説明にあった継続した取組を欠かしてはいけない。資料5ページの「2 調査概要」に記載されているストレスや仕事に関するチェッ

クで18%の方が要注意の結果となっているが、調査票の回収方法は何処で行っていて、記名又は無記名であったのか。内容によっては、個人情報的なことも含まれるので、調査結果で健康に問題がある人へは個人宛に結果が通知されないと意味がないので、記名による調査だと思った。調査結果は専門の業者が分析することになっているのかなど、調査の基本的なことについて伺いたい。

福 利 課 長 調査の方法については、別冊の26ページに調査票が記載されているが、これを公立学校共済組合の組合員に送付し、組合員が調査票に記入し封筒に入れ、さらに学校毎にゆうパックに入れて福利課に送付する。その後、ゆうパックのまま福利課から委託業者に送付している。委員御指摘のとおり質問票は記名式となっており、例えば、ストレスの程度が強かったり要注意の結果となった場合は、個人に結果を通知している。

高 橋 教 育 長 個人宛に調査結果を通知しているということか。また、その際に相談窓口を連絡しているのか。

福 利 課 長 個人宛に結果を通知しており、相談窓口も併せて通知している。健康調査を行った年度については、通常行っている相談窓口を通知することにより、調査を行っていない年度の倍程度の相談件数となっている。

伊 藤 委 員 現場の方々には忙しくて、自分の健康状態が少しぐらい悪くても恐らく病院に行かない方もいると思う。今年から調査（ストレスチェック）を年2回に増やすことは、非常に適切な判断・対応だと思う。多忙感がある中で、県教委としてこうした健康調査においてプライバシーも守られた中で調査をすることは大変良い。調査を継続しながら効果が出るように取組をお願いする。

奈 須 野 委 員 この調査を継続的に行っていくという説明であり、今回は5回目の調査となる。調査の題名が「東日本大震災に伴う」となっている。先ほど説明があったとおり、震災業務からほぼ本来業務に変わってきているが、題名の変更や質問内容等を変える考えはあるのか。

福 利 課 長 震災による心身の不調について、経年変化を見るための調査であり、基本的には質問事項は継続していく予定である。その上で、業務量や精神状態の改善状況について、経年変化を見て行きたいと思っている。

奈 須 野 委 員 回答率が85%程度で安定しており、回答率が低いものではないと思う。東日本大震災の関連も必要であるが、この調査結果を使った上での教職員の健康調査になれば良いと思った。

斎 藤 委 員 東日本大震災からさらに年数が経ったように思っているが、これだけの時間が掛かって初めて教員が通常の勤務に戻ってきたと思う。この調査結果で「仕事について楽しい・嬉しいと感じたことがある」の質問項目の割合が2年毎に戻ってきていることや、逆に学校や様々な部分で回復するにはこれだけの年数が必要であるということを改めて感じた。色々な業種の方に話を聞くと、最近また一般の方の家の修復が増えていると伺っている。これまで修復する気持ちになれなかったが、気持ちが上向いてくる時期が今だと感じており、この調査結果を改めて拝見して、この位の年数は必要であると感じた。このことから、継続的な調査をもう少し行う必要があると感じている。震災当時、小学生であった子供達は今、中学生や高校生になっており学校現場の話を聞くと、子供達はもう忘れていたのかと思ったが、決してそうではなかったという話をよく耳にする。是非、今後とも詳しい分析をしつつ、現場の様子を見ていただきたいと感じたところである。

千 木 良 委 員 別冊の11ページに記載のある「ストレスの原因」において、業務量の増大をストレスだと感じている方が多くなっている。増大した業務とは具体的にどのようなものがあるのか。

福 利 課 長 この調査結果では、詳細は表示されていないが、前回報告したストレスチェックの結

果においては、中学校においては部活動や課外活動であり、小学校においては校務処理など通常の業務に近い部分について、震災時よりは減っているが、増大している状況である。

千木良委員 教員の話は何うと、明日の授業を子供達が楽しく受けられるように準備することは全く苦ではないが、その他の記入して提出する業務が大変であるということを知り、昨日聞いたところである。こうした調査で分かることがあったり、教員の健康が守られるということは非常に大事にしていかなければならないと思っている。教員が子供達と関わる時間を増やしてやるのが、もしかしたらストレスの軽減に繋がるのではないかと、昨日、話を聞いて思ったので質問したところである。

福利課長 先ほど、ストレスチェックと説明したが、在校時間の調査の間違いであった。委員御指摘のとおり、この調査については、できる限り各教員に負担が掛からないような内容とし、調査票の回収方法などにおいて教員が取り組みにくくならないよう配慮して、継続的に教員の健康管理の動機付けになればと思っている。

### (3) 平成30年度(平成29年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者：教職員課長)

「平成30年度(平成29年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について」御説明申し上げます。

資料は、9ページと別紙である。

第1次選考を7月に行う中で、第2次選考を9月11日から16日の6日間、実技試験を含め宮城県総合教育センターと宮城県名取北高等学校を会場とし実施した。

2次試験を受験した者は953名と96.8%の受験率となっている。前年度受験率と比較すると

1. 2ポイント減少しているが、他県合格者及び他職種への内定等による辞退によるものとなっている。今年度の選考試験の特徴としては、今年度より宮城県が単独で採用選考を行った。第1次選考の筆記試験、採用枠の新設、実技試験の実施については資料の内容となっている。第1次選考において基礎的な能力を評価した上で、第2次選考において人物重視の採用選考を行った。結果、今年度は403名を名簿登載者とし、宮城県として求める優秀な人材を採用できたと考えている。なお、資料には昨年、一昨年の名簿登載者数を参考として示している。

名簿登載者の中には、他県現職者7.7%、前年度比1.4ポイント増、講師経験者の割合は25.1%、前年度比6.5ポイント増となっており、教職経験者特別選考願者が昨年度より1.7ポイント増加する中で、より実践的な人材の採用ができたと考えている。

なお、男女比及び大学院進学・在籍者の名簿登載猶予予定者については資料の通りとなっている。今後の取組として、宮城県の教職員を目指す方への一助となるイメージPR動画ならびに職員からのメッセージ動画等を教職員課ホームページより配信し、志願者の志を高めるとともに、来年度の出願者の増につなげていきたいと考えている。

また、来年度の採用選考の説明会を12月9日・10日に仙台と東京で行うとともに、平成30年度4月採用予定者向けの情報交換会を12月25日、宮城県総合教育センターで実施する予定としている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

### (4) 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果(速報値)について

(説明者：義務教育課長)

「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果(速報値)について」御説明申し上げます。

資料は、10ページから14ページである。

はじめに、資料10ページを御覧願いたい。

「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」であるが、小・中・高等学校における暴力行為の児童生徒1,000人あたりの発生件数は、5.0件で、全国は4.4件となっている。小学校の暴力行為については、全国の結果と同様、発生件数、発生学校数、加害児童数ともに増加傾向にある。また、中学校においては、加害生徒数は減少したものの、発生件数及び発生学校数が増加している。小・中学校における暴力行為については、沿岸部に限らないものの、一部の地域や学校で頻発している。高校については、昨年に引き続き「器物損壊」が増加したこともあり、前年度に比べると増加しているが、震災前の平成22年度と比較すると減少している。

次に、資料11ページを御覧願いたい。

「(2) いじめ」の「①いじめ認知件数・解消率・認知校数」であるが、いずれの校種でも積極的な認知に向けて取り組んでいる。前年度と比較して、小・中学校、高等学校で認知校数が増加傾向にある。解消率が全ての校種で低くなったのは、学校で安易にいじめが解消したと捉えず、継続的な観察を行っているためと考えているが、今後とも中長期的な視点から解決に取り組んでいくよう促していく。全ての校種で、都市部と郡部、沿岸部と内陸部等の地域的な特徴は認められない。

②いじめの態様を御覧願いたい。

小・中学校、高等学校で「冷やかしやからかい等」が最も多くなっており、小学校では「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」、中学校では、「仲間はずれ、集団による無視」が次に多くなっている。高等学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷」が2番目に多くなっている。この傾向は、昨年度と変わっていない。

次に、資料12ページの「(3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）」を御覧願いたい。長期欠席者数のうち、不登校児童生徒は、小・中学校ともに増加している。

不登校出現率については、小学校が0.52%、中学校が4.08%となっており、依然として高水準で推移しているが、再登校率は、小学校で40.3%、中学校で32.4%となり向上が見られた。特に、みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している市町村の中学校では、していない市町と比べ、再登校率が10ポイント以上高くなっていることから取組の成果と認識している。小・中学校で、都市部と郡部、沿岸部と内陸部等の地域的な特徴は認められない。

不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、小学校では「『不安』の傾向がある」が最も多く、次いで「『無気力』の傾向がある」の割合が高くなっている。中学校では、「『不安』の傾向がある」、「『無気力』の傾向がある」がほぼ同数となっている。

次に、資料13ページの「(4) 高等学校の不登校・中途退学」であるが、不登校については、減少傾向にあり、前年度に比べて38人減少した。震災後のピークであった平成24年度からも減少している。特徴としては、不登校出現率が中学校時代の不登校経験者を多く受け入れている定時制高校で高いなど、課程別の差異が大きく見られた。中途退学については、震災後のピークであった平成23年度からは、減少傾向にあり、今回の調査では全体として増加しているが、公立については減少傾向が続いている。

最後に、「5 県教委としての対応」である。

今回の調査結果から、小・中学校で暴力行為の発生件数が増加傾向にあることや、依然として不登校児童生徒が多い状況が続いていることは、長年の大きな課題であると捉えている。暴力行為については、学校を支援する心のケア支援員やスクールサポーター等をより効果的に活用するなどして、市町村教育委員会への支援を強化していく。いじめの認知件数については、各学校で積極的に認知に努めているため、全国と比べても高い水準にある。いじめの解消率は低下しているが、今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめの解消に向け、早い段階で児童生徒や保護者が解決したと実感できる取組を進めていくとともに、「行きたくなる学校づくり」を更に推進していかなければならないと考えている。不登校児童生徒数は増加傾向が続いているものの、再登校率については向上している。このことについては、学校や家庭を外から支える「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「児童生徒の心のサポート班」の支援の成果が少しずつ現れてきているものと考えている。今後も「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を拡充していくとともに、設置している市町村の支援をしていく。高校においては、震災時に小学生だった生徒が入学するなど、震災の影響は今後も続くものと考えており、小・中学校と連携した心のケアを継続して行っていく必要があると考



えている。

また、スクールカウンセラーをすべての県立高校に配置しているが、問題行動・不登校等の未然防止及び早期発見と対応できるよう、諸課題を抱える高校等には、スクールソーシャルワーカーや心のケア支援員等の外部専門家を配置し、校内の生徒指導体制や教育相談体制の充実を引き続き図っていきたいと思っている。

今後は、最終的な報告に向けて、本調査の結果を更に分析し、市町村教育委員会や保健福祉部局等と連携を密にし、課題の解決に努めていきたいと考えている。そのために、以下の4点の重点的な取組と14ページの事業を一層推進していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

速報値から読み取れることは、資料14ページに集約されていると思った。特に大切なのは、「行きたくなる学校づくり」と記載されている部分であり、児童や生徒が人間として本来持っている「何かを知りたい」という本能的な部分を授業の中で、どのように引き出してやるかが非常に大切だと思う。この部分で「このようなことがあったのか!」という気付きから総合学習において自分で調べたりするところに繋がっていくと思う。これだけ便利な時代になったのに、心を病んでいる人が多くなり、いじめや不登校が増えている。何か面白いことを授業の中に加えて子供達が何かをキャッチすれば、そこから自分の潜在的な力がますます開いていくのではないかと常々感じている。先般、勤務している職場に突然、5人ほどの中学生が見学を訪ねてきた。非常に忙しい状況だったので、職員が見学の対応が出来なかったのも、その生徒が在籍している中学校に電話をして自分が対応した。この地域は江戸時代にこんな場所であったことや、その証拠を示しながら、1時間ほど案内をしてディスカッションをした。始めは緊張していたが、しばらくすると子供達の目が少し輝いた。これまで県教育委員会としても先人集など色々な物を出して十分に活用されているが、地域のちょっとしたことに気付かせるような授業は大事だと思う。こうした授業をすることで、「ここには百年前にこんなことがあった、二百年前にはこうだった」ということを先生方自身も上手に研究しながら子供達に伝えていく取組を継続することによって、子供達が学んで何かに気付き知りたいたいと思って調べるといい展開もできると思う。この積み重ねでいじめ、暴力、不登校、無気力といった部分も徐々に解消していくと思っている。

高 橋 教 育 長

委員御指摘の内容が「行きたくなる学校づくり」ということであり、さらに取組を進めることを願います。

奈 須 野 委 員

資料10ページの「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」の「②形態別発生状況」の生徒間暴力の件数が小学校・中学校ともに増加している。小学校が増えた理由として設問の仕方が変わったり、背景に子供達の家庭環境における精神的な問題があるなど調査結果で分かっている部分があれば伺いたい。

義 務 教 育 課 長

調査結果が特に変更されたところはないが、「② 形態別発生状況」の暴力件数においては、児童・生徒が授業中に教室から抜け出した際や、いたずらした際に教員が制止するために振り払ったりする行為等、教員に対して自分の気持ちを抑えられなくて手を出してしまった場合などを細かく件数に含めていることが、増加の原因ではないかと考察している。

奈 須 野 委 員

資料12ページの「③ 不登校の要因」における「その他」の中学校の件数が508件となっているが、この中にいじめは含まれているのか。

義 務 教 育 課 長

「その他」の中学校の件数が多くなっている理由は、「その他」以外の要因において理由が2つ以上の複合的な場合が含まれていたり、要因が特定できない件数が含まれるために件数が多くなっている。「その他」の中にいじめが含まれるかについては、生徒間の人間関係に起因するものも含まれているが、いじめについては含まれている件数はない。

奈須野委員  
義務教育課長  
奈須野委員

この速報値の結果については、ホームページ等に掲載するのか。

本年の10月末にホームページに掲載している。

資料11ページの「① いじめ認知件数・解消率・認知校数」において、全ての校種で解消率が低下している。先ほど、安易にいじめの解消とみなさないで、引き続き見守っているためであると説明があったが、そうした理由を載せるべきでないかと思った。例えば心のケアハウスが設置されている所において、再登校率が10%を超えているなど、どのような理由で増減したかや、頑張っているところが見えるので、いま説明にあったところもこの区分に入れたら良いのではないかと思った。

義務教育課長

委員御指摘のとおりである。資料13ページの「5 県教委としての対応」の中で少しだけ触れている。

高橋教育長

来年度以降も掲載していくので、出来るだけ分かりやすい資料に改善していくようお願いする。今回は既にホームページに掲載しているので、来年度に向けて検討をお願いする。

齋藤委員

ケアハウス等の効果が現れている結果であり、とても喜ばしいことだと思った。例えば、いじめの認知件数が増えていることについて丁寧に拾っていると説明があったが、その意味はどのように捉えたらよいのか。拾うということは、調査する側の拾い方という意味か、それとも現場で今まで以上に、或いは他県よりも丁寧に拾っているという意味か伺いたい。

義務教育課長

学校現場において、各教員が子供達としっかり向き合い、アンケート調査等もあるが日々の生活をしっかり見取った結果として、悩みや問題を抱えているところを丁寧に対応していると捉えている。

齋藤委員

この調査結果で数値が増えている現状は、教員が丁寧に拾った結果、数値が増えたのではないと思う。教員はいつも丁寧に拾っているという立場に立っており、この増えた数については、やはり増えた数として教員側或いは県教委側は受けとめて生徒に対応していくべきだと思う。以前より丁寧に拾ったから増加したと考えるのは、自分が教員側だとしたら自分に甘かったと考えたい。小学校のいじめ認知件数の増加件数である1,227件をどのように捉えたらよいのか疑問に思った。やはり丁寧に拾ったから増加したのではなく、実際にいじめが増加していると捉えるべきと感じたが考えを伺いたい。

義務教育課長

事実としていじめがあるということ、教員が見取っているところであり、いじめが増加していることは現実であると受けとめていきたい。

高橋教育長

大きく二つのポイントがあると思う。一つは、この事案はいじめでないで見逃していた部分について、子供どうしの喧嘩であってもいじめられているという意識があれば、この場合はいじめであるということも含めて、人間関係のトラブルとしていじめ的な要素があるのではないかと丁寧に見ていくことにより増えた部分である。全体としていじめがあることは減らしていかなければならないので、いじめを減らす努力をする。あわせて、見つけたいじめの芽については初期段階において組織的に対応をしっかりして、丁寧に継続的なサポートをしていく。その両面が必要なことだと思う。これまでは、どちらかというといじめの件数が少なくないほうが良いと考えて、少なく計上しているのではないかと懸念があった。宮城県として月例の報告を上げてもらいながら、些細なものであってもカウントしながら丁寧にそれぞれのケースに対応していくことで、件数が多いことがマイナスではないとしている。そうした意味で全体としていじめに対する認識自体が学校現場においても高くなってきていると思っている。それでもまだ、学校現場でいじめではないとの誤解している例もゼロではない。そうした所では見過ごさないように啓発を続けながら、全体としていじめを減らしていく取組をしていかなければならないと思う。その点については、件数が多くて良いわけではないが、学校現場に対し

て、件数を全体として減らしていかなければならないことを伝えながら、細かいところも取り上げて一つ一つ丁寧に対応していくように、県教育委員会として二つのメッセージを今後も継続して発信し続ける必要があると思う。齋藤委員から御指摘のあった、いじめが増えている理由をどのように認識するかについて、二つの面から捉えていくことで、学校現場にしっかり伝えていくようお願いする。

## (5) 平成29年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

平成29年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について、御説明申し上げる。

資料は、15ページから17ページと別冊である。

はじめに、資料15ページを御覧願いたい。

1 実施状況について「(1) 調査の目的」から「(3) 調査対象者」については、記載のとおりである。今年度から中学生については、対象をこれまでの中学校2年生から中学校1年生に変更している。そのため、中学校の経年変化については、次年度以降に見ていく。

「2 調査結果の概況」であるが、別冊「平成29年度宮城県児童生徒学習意識等調査結果」を御参照願いたい。「3 本調査から見えた課題と今後の対応」について説明申し上げます。「(1) 課題」については、別冊資料の20ページを御覧願いたい。「3 児童生徒質問紙調査結果と学校質問紙調査結果の乖離」を御覧願いたい。質問事項の白い四角が児童質問紙の内容（中学校もほぼ同じ）で、黒丸が学校質問紙の内容となる。質問事項1番から3番において、ほとんどの教員が「児童生徒に積極的に声を掛け、励ましている」、「児童生徒の話をよく聴いている」、「よい点や可能性を見付け評価している」と回答しているのに対して、児童生徒の「先生から声を掛けられたり、励まされたりしている」や「先生は話を聞いてくれる、よいところを認めてくれる」と回答している割合は低く、教員の意識と児童生徒の意識に依然として乖離が見られている。また、質問項目4番、5番において、授業でのめあての提示や振り返りの活動についても意識の乖離が見られている。

次に、資料16ページと別冊資料6ページを御覧願いたい。

「(2) 震災の影響と関連する事項」についてであるが、質問事項13番「突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある」と回答している小5の割合は14.6%、中1は7%であり、未だに震災の影響が見られている。

次に、別冊資料9ページを御覧願いたい。

「(4) 基本的な生活習慣と関連する事項」についてであるが、質問事項25番「携帯電話やスマートフォンを所持している」と回答している小5の割合は、43.3%、中1の割合は、56.7%となっている。また、質問事項24番「平日に、携帯電話やスマートフォンで無料通信アプリを1時間以上使う」と回答した小5の割合は12%と増加しており、中1では23.4%となっている。情報モラル教育を含めた情報活用能力の育成が必要であると捉えている。

次に、別冊資料の1ページを御覧願いたい。

昨年度まで調査対象であった中2について、質問事項7番「家で予習をしている」、8番「復習をしている」と回答している割合は、それぞれ49.4%、63.2%であった。今年度の中1の回答を小5、小6の回答と3年間の経年で比較すると中1は年々向上が見られ、それぞれ58.8%、79%となっている。中1での意欲を低下させない取組が必要であると捉えている。これらの課題を踏まえ、「(2) 今後の対応」として、以下の4点に重点を置いて推進していく。

1点目は、「分かる授業」と「行きたくなる学校づくり」の推進である。学力向上については、何よりも学校教育の中軸である。児童生徒が「分かった」と実感することで達成感や自己有用感をもつことができ、それが行きたくなる学校づくりにつながると考えている。そのためには、授業づくりや学級づくりの基盤となる「学力向上に向けた5つの提言」に基づいた不断の授業改善を促し、「子供の声を聴き、ほめ、認める授業づくり」、「子供が互いに認め合う学級づくり」を推進していく。また、学力向上に学校として取り組み、成果を上げている具体的な取組事例を広く紹介し、各学校の着実な実践につながるよう支援していく。

2点目は、心のケアや生活習慣の形成等の推進である。各学校において、震災による影響を含めて、児童生徒の状況を計画的にきめ細かく把握し、一人一人に寄り添いながら、心のケアと落ち着いて学習できる環境の整備に努めていく。また、携帯電話やスマートフォンの使い方も含め、家庭と協力しながら、基本的な生活習慣、学習習慣の形成を一層図っていく。さらに、「みやぎSNSナビゲーション」を活用するなど、情報モラル教育を含めた情報活用能力の育成を促進していく。

次に、資料17ページを御覧願いたい。

3点目は、学習意欲や活動意欲を持続させるための工夫である。小・中学校9年間それぞれの発達の段階に応じた課題や目標を設定することで、児童生徒一人一人の意欲的な取組を引き出し、達成感や自己有用感、さらに所属感を味わわせ、学校生活の充実につなげるよう働き掛けていく。

4点目は、市町村教育委員会との連携の推進である。各学校が心のケアや学力向上に向けた取組を一層充実させることができるよう、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の拡充や「学び支援コーディネーター等配置事業」の推進など、今後とも市町村教育委員会との連携を推進していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

高橋教育長

「課長報告(5)」の質疑の中で伊藤委員から御指摘のあった、「行きたくなる学校づくり」という部分が、意識調査の中でも今後重点的に取り組むべきこととして、担当課としてまとめた資料となっている。ぜひこれを推進するよう市町村教育委員会と連携してその取組をお願いする。

千木良委員

行きたくなる学校づくりについて、もしそれが歯科医院だったらどうということかと言うと、痛くない、怖くない、話を聞いてもらえる所なので、学校と一緒に思う。痛くないとは、いじめなどによる暴力行為がなくて安心して行けるということである。怖くないとは、怖い先生がいて、話を聞いてもらえなかったり相談できない雰囲気を出し出すことであり、それだけでマイナスである。歯科医院に当てはめると非常に身につまされる部分があると思う。歯科医院に来て問題行動が多い子供は、やはり家庭でも落ち着かない傾向にあり、下の子供が生まれたことによって親の目が下の子に行ってしまう、自分を見てもらえなくなった感情が強く現れる子供が何人もいると把握している。そうすると扱いにくいとして、治療の際に親が子供の話を聞かずに「早く口を開きなさい」と言ってしまう、私と子供との会話が全くできない状況になってしまう。学校では母子分離なので取りあえずそのようなことはないと思う。そうしたところで、親と子供の関係や兄弟との関係というものを治療の場面で見ると、この子供は不安定になっていて、特に低学年の子供の事例が多く、治療の場面でこうしたことを把握することがある。もし学校の教員が、低学年の子供が落ち着かないと思った際に、その子供だけを見ていると原因が分からないが、相対的に見ると原因が分かりやすいと思う。かい離が出た項目については、教員においては「今日は上手だったね」で終わるかもしれないが、歯科治療としては「今日は上手だったね」では子供は納得しない。子供に「口を大きく開けて」と言ってそのとおりにした際に褒めると凄く反応する。「三つ数える内に歯を削れれば良かったね」、「泣かないで治療を受けられたから良かったね」と言うなど、さもないようなステップであるが、小さい子供や発達に障害のある子供は、適格に細かいステップで分かるようにする。言葉で伝わらない場合は、カードなどで示すことによって、治療の際に安心して落ち着いてくることを沢山経験している。かい離がある部分について、教員が「今日の授業は良く聞いてくれた」と言っただけでは納得しない。今日、褒められたと思うグループと、先生は全く何も言ってなかったというグループに別れると思う。治療とは一緒ではないが教員がこうしたことを配慮してもらえれば良いと思った。

義務教育課長

委員の御指摘をしっかりと受けて、様々な子供達に対応しながら、教員の働きかけが一人一人に届くように推進していく。

奈須野委員

学校教育の習熟である学力向上におけるかい離については、悲観するものだけではな

と思う。例えば、自分では100%やっているつもりでも、相手から100%の回答が来ることはなかなかないと思う。こうした中で、この調査期間である4年間において、学力向上に向けて目標（めあて・ねらい）が示されていることや、授業の終わりにその時間の学習内容を振り返る活動が行われている質問事項の数値が上がっていることは、教育現場において頑張っている証拠だと思う。その上で、例えば自分が100%やっているつもりでも、相手が70%の評価であったとしても悲観するものではない。年々数値が上がって行って100%に近づけるものであり、一回で上がっていくものではない。また、相手となる対象が一人二人ではなく35人から40人であり、その対応はまちまちである。この部分に関する学校現場の評価をしっかりとしてやるべきだと思う。

義務教育課長

委員御指摘のとおりであり、この数値は嬉しいと思う反面、子供達にも届けるような取組を進めていく。

千木良委員

誤解のないように申しておくが、決して学校の教員が頑張っていないという意味で話したのではない。教員は十分に頑張っていると認識しており、数値自体は現場の教員が頑張っている現れだと思う。一対一の歯科医院と学校は凄く大変だと思う。そうした時に、自分では抱えきれないことが歯科医院でも出てくる。どうしても壁を越えられないところをどうするか悩みである。そうした時に学校の担任が学年の先生方と早く共有したり管理職にすぐ伝えることが大事だと思う。

高橋教育長

この場合は自由な発言の場であることから、委員には遠慮することなく自由に発言してほしい。

全体としては、改善傾向にあるものの、ギャップがあることについては、先生方の思いや認識が子供達にうまく伝わっていないこともある。今後はこのギャップをさらに埋めていく努力をするために、指導主事訪問等をとおして学校現場一人一人の先生方に伝えていくようお願いする。

## （6）平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査の結果について

（説明者：高校教育課長）

「平成30年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査の結果について」御説明申し上げる。資料は、18ページから26ページである。

はじめに、資料18ページを御覧願いたい。

「1 調査目的」、「2 調査対象校」については、記載のとおりである。「3 実施高等学校数・学科数」については、全日制課程では、69校135学科、定時制課程では13校21学科、合わせて74校156学科での実施となる。

次に、「4 総括」についてであるが、全日制課程の志願者調査では、募集定員14,560人に対して16,917人が志願しており、平均倍率は1.16倍となった。このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数4,814人に対して、8,194人で、志願倍率は1.70倍となり、前年度と同じ倍率となっている。同じく、定時制課程の調査では、募集定員1,000人に対して、274人が志願しており、志願倍率は0.27倍となった。また、このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数296人に対して、103人で、志願倍率は、0.35倍となっている。

御覧いただいているように、志願者調査及び前期選抜においては、全日制、定時制ともに、全体としては倍率に大きな変動は見られない。

続きまして、資料19ページから22ページには、「各高校の入学志願状況」を掲載している。このうち、御注目いただきたいのは、資料22ページの定時制課程の入学志願状況における、東松島高校I部の前期選抜志願倍率で、2.25倍と昨年に引き続き2年連続で2倍を超えているのが特徴的である。

次に、資料23ページから26ページには、補助資料として、推薦入試最終年度である平成24年度入試と過去4年間の志願倍率等の推移や、今回の調査で志願倍率の高かった学校、平成30年度に開設される（仮称）気仙沼高等学校及び1学級減となる学校・学科の志願状況や平成28年度に学科改編を行った学校の志

願状況をまとめている。

今回の調査は、11月時点における出願動向を把握し、志望校選択や進路指導の参考としてもらうものであるが、今後、1月には、第2回目の予備調査を行い、引き続き、受験生や保護者、関係者への情報提供に努めていく。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## (7) 平成29年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成29年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について」御説明申し上げます。

資料は、27ページと別冊の「みやぎ学力状況調査(分析結果報告書)」の概要版である。

はじめに、資料27ページを御覧願いたい。

「1から4」は、実施概要である。7月上旬に、通信制を除く県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした国語、数学、英語の3教科での学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施している。また、学力状況調査については、共通問題のほかに、基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅広く見るB問題を学校ごとに選択して実施している。

「5 学力状況に関する調査結果の課題」を御覧願いたい。国語、数学、英語の3教科とも基礎的・基本的な力の定着に課題が見られ、知識を活用する力や文章を読み取る力が十分でないという結果となった。調査結果の詳細については、別冊資料を用いて御説明申し上げます。

別冊資料2ページを御覧願いたい。

3教科の概況と、共通問題のA問題選択者とB問題選択者別の正答率について示している。「図1-1」の数学のグラフを御覧願いたい。調査結果から、A問題選択者に、正答率10%未満の生徒の割合が高く、基礎的な内容の理解が不足している生徒の割合は年々増加している傾向がうかがえる。これは、小学校・中学校段階で、算数・数学の基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けることがないまま、高校の学習に臨んでいることによるものと考えられる。また、英語についても同様に、基礎的な語彙や表現における知識が身に付いていない生徒の割合が高くなっている。こうした状況を踏まえ、高校ではそれぞれの生徒の実態に応じた「学び直し」を行うなど、基礎的な力を確実に身に付けさせるとともに、授業の質の向上と家庭での学習習慣の確立を促していく必要があると考えている。

別冊資料10ページを御覧願いたい

「図14・15」には、「授業中の意見発表や話し合いと授業理解及び正答率」の関係について示しているが、生徒の主体的で対話的な学びと授業理解度には明らかな相関があることが分かる。今後さらに、生徒の学ぶ意欲を高めていくため、主体的な学びを多く取り入れるよう、授業改善を促してまいりたいと考えている。

別冊資料8ページを御覧願いたい。

「図6・7」の「生徒の家庭学習の仕方」から、家庭学習を行うのは「考査前」や「宿題・課題があるとき」との回答が多くなっている。生徒が基礎的な学力を身に付けるためには、家庭学習の習慣化が必要であり、今後も生徒の実態に応じた課題を適切に課すよう、促していきたいと考えている。

別冊資料16ページを御覧願いたい。

「図32・33」にあるとおり、「スマートフォン等の使用時間」が「2時間以上」という生徒がほぼ5割を超えており、学習習慣や規則正しい生活習慣に大きく影響することが懸念される。また、「図36」は、スマートフォン等の使用時間と各教科の正答率の関係についてであるが、使用時間が長くなるに従って正答率が低下するとの結果が出ている。これからの時代、生徒たちは適切な情報活用能力が求められることから、情報の授業や家庭との連携により、生徒にスマートフォンを初めとしたICT機器の適切な使用のあり方について指導していくことが必要であると考えている。

この度、県教育委員会では、適切な情報活用能力の育成に向けて、LINE株式会社との間で「みやぎ情報活用能力育成共同プロジェクト事業」に関する協定を締結した。この事業で開発された教材を用いることにより、子どもたち一人ひとりの情報活用能力を小さい時から育成することができると考えており、そのこ

とが高校段階の情報活用スキルの向上につながるものと期待している。

最後に、別冊資料22ページを御覧願いたい。

県教育委員会としては、今後もこの調査を継続し、引き続き生徒の実態把握に努め、各学校において生徒の実態を踏まえた具体的な授業改善につながる取組等を推進するよう促していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員 別冊資料10ページに記載されている「(4)授業中に自分の考えを発表したり、ペアや小グループで話し合う時間」を設問項目に設定している理由は、そのような授業の手法を取る方が理解する子供が多いということに基づいているということか。このような手法を取る方が、結果的に理解する子供が増えると捉えてよいのか伺いたい。

高校教育課長 発表や他の生徒との意見交換をするという点については、現行の学習指導要領でいう活用や探究する学習、またアクティブラーニングと表現される形の授業を取り入れているかということが質問の主旨である。実際にそうしたことを取り入れているかどうかと、生徒の回答率や正答率をクロス集計してみると、関連していることが分かってきた。授業の構成上において、生徒の発表や意見交換の場を有効に取り入れると、なお生徒の学力が向上するであろうとの指標の一つとしている。

高橋教育長 色々と参考になるデータがあると改めて思った。資料については後ほどゆっくり御覧願いたい。

## (8)「みやぎ学校安全推進計画」の策定について

(説明者：スポーツ健康課長)

「みやぎ学校安全推進計画」の策定について、御説明申し上げます。

資料は、28ページと別冊である。

はじめに、資料28ページを御覧願いたい。

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、その後も副読本を作成するなどして防災教育の充実を図ってきた。また、国においては、平成24年4月に、学校安全の推進に関する計画が策定され、さらに、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年3月に、「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定された。

県教育委員会では、こうした国の動きや本県における事件・事故・災害の発生状況を踏まえ、「みやぎ学校安全基本指針」を具現化し、子供たち自身が危険を回避する力を身に付けることができるよう、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、「みやぎ学校安全推進計画」を策定することとし、策定のポイントとして、(1)防災教育を中心に据えながら、交通安全、生活安全も加えた学校安全3領域に対応すること。(2)平成29年度から5年間を見据えた学校安全推進の施策、具体的な方策とすること。(3)学校安全を推進するための方策について、県教育委員会、市町村教育委員会、学校ごとに具体的な取組とすること。の3点を押さえながら、「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」において今年の2月から8月にかけて3回にわたり、検討してきた。

次に、別冊資料を御覧願いたい。

1ページから4ページは、「本県における児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題」を挙げ、5ページと6ページについては、「本県における今後の学校安全の推進の方向性」を示した。7ページ以降には、「学校安全を推進するための方策」として、課題と方向性及び県教育委員会、市町村教育委員会、学校ごとに具体的方策を6ページの【施策と目標】の6つの項目別に明記した。今後、本計画について、市町村教育委員会及び各学校等に通知するとともに、ホームページに掲載し、ダウンロードして活用できるようにするほか、11月24日に行われる「防災教育を中心とした学校安全フォーラム」等の場を活用して広く周知することとしている。

本計画をもとに、市町村教育委員会及び各学校、保護者、地域、関係機関等と連携しながら、児童生徒等の育成に関わる全ての関係者と一体となって実効性のある学校安全を推進していきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

資料28ページに記載のある「1 策定の趣旨」について、学校における安全に係る取組の推進は非常に大切なことだと思う。別冊の「みやぎ学校安全推進計画」を拝見したところ、27ページに文部科学省で策定した計画における各目標の達成状況について全国値との比較が記載されている。そこには、「1 学校安全に関する組織的取組の推進」、「2 安全に関する教育の充実方策」、「3 学校の施設及び設備の充実」の目標項目があり、宮城県はほとんどの数値が100%となっている。別冊29ページの「施策目標8」の中段に記載のある「全ての教職員を対象とした、AEDの使用を含む…」の参考指標において、平成27年度の全国平均値が70.9%に対して宮城県の数値は76.6%であり、平成28年度においては79.0%となり上昇しているが、感覚として学校の安全面から言うと数値はもう少し上げられるのではないかと思う。この79.0%の数値をどのように捉えたらよいのか。ほとんどの学校にAEDは設置されていると認識しているが、これは全ての教職員を対象とした数値なので、一人でも講習を受けていないと数値が下がるものなのか。また、この数値を上げていくためにどのような取組を考えているのか伺いたい。

スポーツ健康課長

委員御指摘のAED以外の防災に関わる部分については、毎年調査を行っており数値割合を100%にするという趣旨が学校にも伝わっており、そのことによる調査結果になっていると思う。AEDについては、東日本大震災の発生前からあったことであるが、各学校においてはプールの授業が始まる前に、溺れたことを想定して研修する取組が多くなっている。しかしながら、数値が8割に届いていない現状で推移しており、昨年も大きな事故があったことから、さらに実施率が上がるように通知していかなければならないと思っている。

## (9) はじめよう！「地域学校協働活動」について

(説明者：生涯学習課長)

「はじめよう！「地域学校協働活動」について」御説明申し上げます。

資料は、29ページ及び別冊である。別冊には、別紙として「冊子の概要のポイント」を添付している。

はじめに、資料29ページを御覧願いたい。

本冊子の作成の目的は、現在、国及び県の新たな地域と学校の連携・協働の在り方として示されている「地域学校協働活動」の推進及び「地域学校協働本部」の組織化を、各市町村において効果的に進めていただくガイドブックとして作成したものである。「地域学校協働活動」及び「地域学校協働本部」については、囲みで示したとおりであるが、これまで県が施策として推進してきた「みやぎの協働教育」とその方向性は一致しており、従来の活動や組織を改善・発展させていくことで、具現化を図っていくことができると考えている。

「2 作成に当たって」を御覧願いたい。

「(1) の内容について」は、平成29年4月に文部科学省が作成した「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」を基に、これまで宮城県が推進してきた「みやぎの協働教育」を基盤とし、さらに発展させるという視点で構成したものである。また、平易な表現を用い、できるだけ事例やイメージ図を示すことで、経験の浅い関係者の方々にも、内容を十分理解していただけるよう工夫している。

別紙「冊子の概要とポイント」を御覧願いたい。

「1」と「2」においては、これまでの「みやぎの協働教育」で取り組んできた活動や組織との違いを示している。「3」から「5」においては、その違いを受けて、どのように「地域学校協働本部」及び「地域学校協働活動」へと移行・発展させていくかについて、具体例を挙げながら示している。「6」では、参考となる先進的な事例として、愛知県と高知県の2つの取組を掲載している。「7」では、市町村教育委員会や学校が推進する際の参考となる資料や要綱、「8」では、推進の根拠となる施策や法令等を掲載した。



資料29ページにお戻り願いたい。

作成した冊子は、「(3) 冊子の活用について」のとおり、市町村教育委員会、学校、コーディネーター等の事業関係者の方々に広く配布するとともに、各種会議等において、説明資料として活用していく。

なお、「3 地域学校協働本部の組織化について」で示してあるとおり、国では、「地域学校協働活動」の組織体制を平成34年度までに、全小中学校をカバーして整備するとしている。また、本県においても「地域学校協働活動」を施策として推進するに当たり、平成32年度までに県内全市町村に「地域学校協働本部」が設置されることを、第2期宮城県教育振興基本計画における目標としている。その目標達成に向けて、本冊子を有効に活用していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員  
生涯学習課長

この活動を行うに当たって、活動を推進する学校側の責任者の役職を伺いたい。  
責任者は管理職になるが、今年度は地域連携担当という職員を全ての小・中学校に位置付けており、別冊14ページにその記載がある。各学校に地域連携担当を1名指名し、その方が学校側の窓口となる。地域の方では地域学校協働本部と相互に意思疎通をしながら進めていく体制を取ることとしている。

千木良委員

この活動について、10月に東京で行われた都道府県・指定都市教育委員研究協議会においても話題が出た。その時に話を聞いて思い浮かんだことは、地元の歯科医師会においてボランティアとして学校で行っている口腔衛生指導であるとか、養護教諭との懇話会である。医療と教育は結び付きにくいところがあり、こうしたことを行うことは学校側にとっても負担であることをこの数年非常に感じている。虫歯は少なくしなければならぬという啓発活動があったとしても、現場ではなかなか負担感が大きいのではないかと、地元の学校歯科委員会では委員長として折衝の場面に立つ立場なので、つい気になることがある。学校のどなたが担当になるのか、負担は大きくならないのか、働き方改革と言っておきながらどうなのか個人的に気になったところである。こうしたボランティア的な活動をしている歯科医師会が他にあるのか詳しくは分からないが、歯科校医の在り方というものが今の現状のままなのか、それともこのような協働活動のような考え方になるのか医療サイドとしては気になったので質問したところである。

生涯学習課長

この取組自体が既にそれぞれの市町村で自主的に行われているものであり、例えば協働教育の部分と放課後子ども教室の部分において運営組織がバラバラになっていることがあるので、それを統括的に統合するようなコーディネーターを配置しながら、全体として推進していくことで、新たに1から全て作るものではなく、既にある既存の組織を国の制度や考え方に合うように徐々に移行していただくことがベースにある。負担感があまりないような意味も込めて、例えば別冊11ページに「既存の組織を基盤として…」というような方法を入れているので、これを各種説明会等で使いながら、あまり負担感を与えないで良い形になるように考えている。

高橋教育長

この活動も始まったばかりなので、色々実践を通して良い形にまとめていくようお願いする。

## 1.2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）について
- (3) 第72回国民体育大会の結果について
- (4) MIYAGI 2017 南東北インターハイNEWS 第12号
- (5) 東日本大震災復興祈念特別展「東大寺と東北」復興を支えた人々の祈り

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 | 次回の定例会は、平成29年12月18日（月）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後5時5分

平成29年12月18日

署名委員

署名委員